

## 入札説明書

立川地方合同庁舎（仮称）整備等事業（以下「本事業」という。）に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書（添付資料を含む。以下「本入札説明書」という。）によるものとする。

本入札説明書は、平成20年3月13日に公表した「立川地方合同庁舎（仮称）整備等事業の実施に関する方針」（添付資料を含む。以下「実施方針」という。）及び実施方針に対する質問と回答（以下実施方針とあわせて「実施方針等」という。）を反映したものであるが、本入札説明書と実施方針等に相違がある場合は、本入札説明書の規定内容が優先するものとする。

本入札説明書に記載がない事項については、本入札説明書に対する質問と回答によるので、入札参加者は、これらを踏まえ、入札等に必要な手続きを行うこと。

1. 公告日 平成20年7月18日

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 関東地方整備局長 菊川 滋  
埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館

分任支出負担行為担当官 関東財務局東京財務事務所立川出張所長 三宅 曜長  
東京都立川市錦町4-1-18 立川地方合同庁舎

※本件に関する入札等の一切の手続きについては、上記の者を代表して、支出負担行為担当官 関東地方整備局長 菊川滋が行う。

3. 事業概要

(1) 事業名 立川地方合同庁舎（仮称）整備等事業

(2) 対象施設及び入居予定官署

① 対象施設

合同庁舎（「官公庁施設の建設等に関する法律」（昭和26年法律第181号）  
第2条第3項に定める庁舎）

② 入居予定官署：東京法務局立川出張所

関東財務局東京財務事務所立川出張所

東京国税局立川税務署

東京税關立川出張所

東京労働局立川公共職業安定所

東京労働局立川労働基準監督署

関東農政局東京農政事務所昭島統計・情報センター

東京地方協力本部立川出張所

(3) 事業場所 東京都立川市緑町4番2、4番3

#### (4) 事業内容

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第6条に基づき選定された事業として、開札の結果、落札者とされた者が、本事業の遂行のみを目的とした会社法（平成17年法律第86号）に定められる株式会社（以下「事業者」という。）を設立し、当該事業者が、落札者とされた者の提案に基づき、いわゆるBTO(Build-Transfer-Operate)方式により、立川地方合同庁舎（仮称）及びその附帯施設（以下「本施設」という。）の設計、建設等を行い、当該施設の完成・引渡し後にその維持管理・運営に関する業務を行うとともに、必要に応じて自らの収益に資する事業（以下「民間収益事業」という。）を行うものである。

以下に主な業務を示すが、より詳細な業務内容については、「立川地方合同庁舎（仮称）整備等事業に関する事業契約書（案）」（資料1）（以下「事業契約書」という。）、「立川地方合同庁舎（仮称）整備等事業に関する要求水準書」（資料2）（以下「要求水準書」という。）及び「民間収益事業について」（資料9）を参照のこと。

##### ① 本施設の設計、建設、工事監理、維持管理及び運営に関する業務の内容

本施設の設計、建設、工事監理、維持管理及び運営を行う事業（以下「選定事業」という。）に関する業務の概要は以下のとおりである。

###### ア 設計、工事監理及び建設等

事業者は、本施設（外構を含む。）の設計、建設及び工事監理並びにこれらを実施する上で必要な建築確認申請等の行政手続き及び電波障害対策を行う。

###### イ 維持管理

事業者は、完成・引渡し後の本施設（外構を含む。）において、以下の業務を行う。

- ・建築物点検保守・修繕業務
- ・建築設備運転監視業務
- ・清掃業務

###### ウ 運営

事業者は、完成・引渡し後の本施設（外構を含む。）において、以下の業務を行う。

- ・警備・庁舎運用業務
- ・福利厚生諸室運営業務

##### ② 民間収益事業に関する業務の内容

事業者は、国の同意を条件として、本事業の敷地における利用可能容積（最大容積から本施設に必要な容積を除いた容積）を活用し、民間収益事業に供する施設（以下「民間収益施設」という。）を整備し、その維持管理及び運営を行うほか、本施設又は本事業の敷地の一部を一時的に利活用する民間収益事業を行うことができるものとする。

#### (5) 提供される業務の要求水準

要求水準書によるものとする。

#### (6) 事業期間等

① PFI事業

事業契約締結日から平成34年3月31日まで。

② 今後のスケジュールは次のとおりである。

平成20年 7月18日	入札公告
平成20年 7月18日	入札価格の基準金利設定日
平成20年 7月22日～平成20年 8月 8日	本入札説明書に関する質問受付期間
平成20年 7月22日～平成20年 7月25日	民間収益事業に関する個別質問受付期間
平成20年 7月25日～平成20年 8月 5日	民間収益事業に関する個別質問への回答期間
平成20年 7月22日～平成20年 8月20日	第一次審査資料の受付期間
平成20年 9月 3日	第一次審査結果の通知
平成20年 9月 3日～平成20年 9月12日	競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明の受付期間
平成20年 9月12日	本入札説明書に関する質問回答公表
※入札参加者が審査資料作成に当たって早期に了知する必要があると判断される質問に関しては、回答期限以前に回答を公表する。	
平成20年 9月22日	競争参加資格がないと認められた者に対する理由の回答
平成20年10月16日	入札書及び第二次審査資料の提出
平成20年11月上旬	第二次審査資料のヒアリング
平成20年12月 3日	開札及び落札者の決定
※開札の結果、再度入札となった場合は以後の日程が変わることがある。	
平成20年12月頃	基本協定の締結
平成21年 2月頃	事業契約の締結
平成23年10月 3日	本施設の引渡し
平成34年 3月31日	PFI事業終了

(7) 事業期間終了後の措置

① 選定事業

選定事業が終了したときは、要求水準書に示す条件を保持していなければならぬ。

② 民間収益事業

選定事業が終了したときの措置については、立川地方合同庁舎（仮称）整備等事業に関する事業契約書（案）（資料1）及び「民間収益事業について」（資料9）を参照のこと。

#### 4. 競争参加資格

##### (1) 基本的要件

- ① 入札参加者は、以下の③に掲げる業務を実施する、複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。また、入札参加者は応募グループを構成する企業の中から、応募グループを代表する企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- ② 代表企業及び応募グループを構成する企業は、基本協定の締結後に会社法に定める株式会社として設立する事業者に出資を行うものとする（代表企業は必ず事業者に出資を行うものとするが、応募グループを構成する全ての企業が事業者に出資する必要はない。）。

なお、事業者の株主は以下の要件を満たすこととする。

- ア 代表企業及び代表企業以外の応募グループを構成する企業で事業者に出資した企業（以下「構成員」という。）である株主が、事業者の株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有し、かつ、応募グループ以外の株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。
- イ 事業者の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで事業者の株式を保有することとし、関東財務局及び関東地方整備局（以下、両者を総称して「国」という。）の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。
- ③ 入札参加者は、代表企業、構成員及び協力会社（応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、事業者から直接下記の業務を受託又は請負うことを予定している者をいう。以下同じ。）のそれぞれが、下記のいずれの業務に携わるかを明らかにすること。

- ア 設計業務 本施設の設計業務  
イ 建設業務 本施設の建設業務  
ウ 工事監理業務 本施設の工事監理業務  
エ 維持管理業務 本施設の維持管理業務  
オ 運営業務 本施設の運営業務

なお、代表企業、構成員又は協力会社のうち一者が、上記の複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者の間で分担することは妨げないものとするが、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が、建設業務と工事監理業務とを兼ねることはできないものとする（「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）。また、各業務は、代表企業、構成員又は協力会社の間で分担することは差し支えないものとする。

- ④ 代表企業、構成員又は協力会社の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、発注者はその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。
- ⑤ 応募グループを構成する企業のいずれかが、他の応募グループを構成する企業で

ないこと。

- ⑥ 応募グループを構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募グループを構成する企業でないこと。ただし、当該応募グループの協力会社と資本関係又は人的関係のある者が他の応募グループの協力会社である場合を除くものとする。
- ⑦ 上記⑥において、「資本関係又は人的関係のある者」とは、次のア又はイに該当する者をいう。

ア 資本関係

次のA又はBに該当する二者の場合。ただし、Aについて子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又はBについて子会社の一方が、会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

A 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

B 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合。

イ 人的関係

次のA又はBに該当する二者の場合。ただし、Aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

A 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

B 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係が認められる場合。

(2) 代表企業、構成員又は協力会社に共通の参加資格要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 本事業に係る業務に対応した予決令第72条の認定等を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、所定の手続に基づく再認定等を受けていること。）。
- ③ 会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 第1次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長（以下「局長」という。）から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基

づく指名停止措置を受けていない者であること。なお、建設コンサルタント業務等及び役務の提供等に関する有資格業者においても、指名停止措置要領が準用（平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号及び平成14年10月29日付け国官会第1562号。）されているので留意すること。

- ⑤ 国が本事業に関する検討を委託した株式会社日建設計（同協力事務所である東京青山・青木・狹法律事務所及びMA&P総合会計事務所）又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- ⑥ ⑤、(2)に定める有識者等委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- ⑦ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### (3) 設計企業の参加資格要件

設計業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社（以下「設計企業」という。）は、次の要件を満たすこと。

- ① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る平成19・20年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- ② 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- ③ 設計業務を複数の設計企業が分担して行う場合は、いずれの設計企業も上記①及び②を満たしている者であること。

設計業務を分担する場合の「分担業務分野」の分類は、次のアからエによること。なお、入札参加者においてこれら以外にランドスケープデザイン、インテリアデザイン、建築物の外観等の視覚的要素のデザインその他の独立した専門的分野を追加することは差し支えないものとするが、その場合は、新たに追加する分担業務分野、当該分野の具体的な業務内容、当該分野を追加する理由及び主任担当技術者の経歴を明確にするものとする。

ア 建 築 建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（昭和54年建設省告示1206号）における別表第2、

1 設計（以下「別表」という。）における（1）及び（2）

イ 構 造 別表における（3）及び（4）

ウ 電気設備 別表における（5）及び（6）

ただし、（6）のエレベーター、エスカレーター等の設計は除く。

エ 機械設備 別表における（7）から（10）まで。

ただし、（6）のエレベーター、エスカレーター等の設計を含む。

- ④ 次のアからオに示す業務を実施する管理技術者及び各主任担当技術者を配置でき

ること。

また、上記③に示す分担業務分野以外の分野を追加する場合は、管理技術者の下で当該分野の担当技術者を統括する主任担当技術者を配置できることとし、当該分野の主任担当技術者は、以下の⑤、⑦及び⑨の要件を満たしていなければならないものとする。

- ア 管理技術者については、設計業務の技術上の管理及び統括に関する業務。
- イ 建築主任担当技術者については、別表における（1）及び（2）の業務について管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。
- ウ 構造主任担当技術者については、別表における（3）及び（4）の業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。
- エ 電気設備主任担当技術者については、別表における（5）及び（6）の業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。ただし、（6）のエレベーター、エスカレーター等の設計は除くものとする。
- オ 機械設備主任担当技術者については、別表における（7）から（10）までの業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。ただし、（6）のエレベーター、エスカレーター等の設計を含むものとする。
- ⑤ 管理技術者及び建築主任担当技術者は、設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ⑥ 管理技術者、建築主任担当技術者及び構造主任担当技術者は、一級建築士であること。また、電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者は、一級建築士又は建築設備士であること。
- ⑦ 配置予定の技術者が地方公務員である場合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項の規定を満たしていること。
- ⑧ 次のアからエに示す要件を満たす管理技術者及び各主任担当技術者を配置できること。
  - ア 平成8年4月1日以降に、次のエに示す新営工事の業務（施設の建設工事の完成・引渡しが完了したものであって、基本設計及び実施設計に携わったものに限る。）に携わった実績を有する管理技術者、建築主任担当技術者、構造主任担当技術者、電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者であること。
  - イ 携わった実績については、次のエのうち、管理技術者並びに建築主任担当技術者及び構造主任担当技術者にあってはAの、電気設備主任担当技術者にあってはBの、機械設備主任担当技術者にあってはCの項目に該当する実績を有していること。なお、海外での実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。
  - ウ 管理技術者及び各主任担当技術者は、それぞれ1名とし、互いに兼務することは認めない。また、入札参加表明に係る資料提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないものとするが、いずれの候補者についても上記ア及びイの要件を満たしていなければならないものとする。
- エ 実績要件

A 管理技術者、建築主任担当技術者又は構造主任担当技術者

a 建物用途 庁舎、事務所又は類似施設

なお、類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）が当該施設の延べ床面積の過半を占める施設又は事務室、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）が下記 c の要件を満たす施設を指すものとする。

b 構 造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

c 建物規模 延べ床面積 10,000 m<sup>2</sup>以上

d 階 数 地上 8 階以上かつ地下 1 階以上

B 電気設備主任担当技術者

a 建物用途 A a と同じ

b 建物規模 A c と同じ

c 階 数 地上 3 階以上

d 工事種目 電灯設備及び火災報知設備

C 機械設備主任担当技術者

a 建物用途 A a と同じ

b 建物規模 A c と同じ

c 階 数 地上 3 階以上

d 工事種目 空気調和設備及び排水設備

⑨ 管理技術者及び各主任担当技術者は、実施設計完了までの間、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして国に承認された場合の外は、変更を認めない。

⑩ 管理技術者及び各主任担当技術者の手持業務について、平成 21 年 4 月 1 日以降、実施設計終了までの期間にわたって同時に携わっている設計業務（工事監理業務を除く。特定後未契約のものも含む。）が、原則として 3 件未満であること。

(4) 建設企業の参加資格要件

建設業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社（以下「建設企業」という。）は、次の要件を満たすこと。

① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「建築工事」、「電気設備工事」又は「暖冷房衛生設備工事」に係る平成 19・20 年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

② 次のアからウの各工事に携わる建設企業は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成 19・20 年度一般競争（指名競争）参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、アからウに示す点数以上であること（上記①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に経営事項評価点数がアからウに示す点数以上であること。）。

- ア 建築工事 1, 200点以上
- イ 電気設備工事 1, 100点以上
- ウ 暖冷房衛生設備工事 1, 100点以上

③ 建設業務を複数の建設企業が分担して行う場合は、いずれの建設企業も上記①及び②を満たしている者であること。

④ 次のアからウの各工事に携わる建設企業は、平成8年4月1日以降に、元請として完成・引渡しが完了した、アからウに掲げる要件を満たす新営工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、アからウの各工事を複数の建設企業が共同して行う場合は、そのうち一者が当該施工実績を有すること。また、アからウの各工事を複数の企業が工区（ア建築工事の場合）又は工事種目（イ電気設備工事又はウ暖冷房衛生設備工事の場合）（以下「工区等」という。）ごとに分担して行う場合は、工区等ごとに工事を分担するそれぞれの者が当該施工実績を有するものとする。

なお、いずれの場合であっても、当該施工実績が平成8年4月1日以降に完成した国土交通省大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあっては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあっては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。

#### ア 建築工事

- a 建物用途 (3) ⑧エA a と同じ
- b 構 造 (3) ⑧エA b と同じ
- c 建物規模 (3) ⑧エA c と同じ
- d 階 数 (3) ⑧エA d と同じ

#### イ 電気設備工事

- a 建物用途 (3) ⑧エB a と同じ
- b 建物規模 (3) ⑧エB b と同じ
- c 階 数 (3) ⑧エB c と同じ
- d 工事種目 (3) ⑧エB d と同じ

ただし、工事種目は、電灯設備と火災報知設備が別々の電気設備工事の実績でもよいものとするが、それぞれ上記aからcまで全ての条件を満たす工事とする。

#### ウ 暖冷房衛生設備工事

- a 建物用途 (3) ⑧エC a と同じ
- b 建物規模 (3) ⑧エC b と同じ
- c 階 数 (3) ⑧エC c と同じ
- d 工事種目 (3) ⑧エC d と同じ

ただし、工事種目は、空気調和設備と排水設備が別々の暖冷房衛生設備工事の実績でもよいものとするが、それぞれ上記aからcまで全ての条件を満たす工事とする。

⑤ 次のアからウの各工事に携わる建設企業は、自らが携わる各工事においてアから

ウに示す要件を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事期間中に専任で配置できること。ただし、複数の建設企業がアからウの各工事を共同して行う場合は、それらのうち一者が次の技術者を専任で配置できるものとする。また、複数の建設企業がアからウの各工事を工区等ごとに分担して行う場合は、工区等ごとに工事を分担するそれぞれの者が次の技術者を専任で配置できるものとする。

また、入札参加表明に係る資料提出時点において、監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないものとするが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていないければならないものとする。

監理技術者又は主任担当技術者は、各担当工事の施工完了までの間、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして国に承認された場合の外は、変更を認めない。

#### ア 建築工事

a 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

b 平成8年4月1日以降に、上記④アの要件を満たす新営工事（建築一式工事）を元請として施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

c 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

- ・ 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
- ・ 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合は、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

d 配置予定の監理技術者又は主任技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

#### イ 電気設備工事

a 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気・電子」又は「建設」とする者）に合格した者。）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

b 平成8年4月1日以降に、上記④イの要件を満たす新営工事（工事種目についてシステム一式を施工していること）を元請として施工した経験を有する者

であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

- c 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

なお「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

- ・ 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
- ・ 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

- d 配置予定の監理技術者又は主任技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

#### ウ 暖冷房衛生設備工事

- a 一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者。）、「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。）、水道部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者。）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。

- b 平成8年4月1日以降に、上記④ウの要件を満たす新営工事（工事種目についてシステム一式を施工していること）を元請として施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

- c 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

なお「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

- ・ 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
- ・ 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

- d 配置予定の監理技術者又は主任技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあ

り、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(5) 工事監理企業の参加資格要件

工事監理業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社（以下「工事監理企業」という。）は、次の①から⑦までの要件を満たすこと。

- ① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る平成19・20年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- ② 建築士法第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- ③ 工事監理業務を複数の工事監理企業が分担して行う場合は、いずれの工事監理企業においても上記①及び②を満たしている者であること。
- ④ 次のアからエに示す業務を実施する工事監理者及び各監理主任技術者を配置できること。

なお、各監理主任技術者の分担する業務内容は、次に関する業務を総括し、工事監理者を補助する業務とする。

- ア 工事監理者については、建築基準法（昭和25年法律201号）第5条の4第2項に規定する業務及び統括に関する業務。
- イ 建築監理主任技術者、構造監理主任技術者については、別表における（2）及び（4）に関する実施設計図書に基づく工事監理。
- ウ 電気設備監理主任技術者については、別表における（6）に関する実施設計図書に基づく工事監理。ただし、（6）のエレベーター、エスカレーター等は除外ものとする。
- エ 機械設備監理主任技術者については、別表における（8）及び（10）に関する実施設計図書に基づく工事監理。ただし、（6）のエレベーター、エスカレーター等を含むものとする。

⑤ 工事監理者及び建築監理主任技術者は、工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

⑥ 工事監理者、建築監理主任技術者、構造監理主任技術者、電気設備監理主任技術者及び機械設備監理主任技術者は、平成8年4月1日以降に、完成・引渡しが完了した次のアからウの要件を満たす新営工事の工事監理実績を有することとし、工事監理者の実績については、建築基準法第5条の4第2項に規定する工事監理者としての実績であること。

なお、各監理主任技術者のそれぞれについて複数名とすることは支障ないものとするが、工事監理者及び各監理主任技術者の兼務はいずれも認めないものとする。

また、入札参加表明に係る資料提出時点において、工事監理者又は各監理主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないものとするが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていかなければならないものとする。

工事監理者及び各監理主任技術者については、各担当工事の工事監理業務が完了までの間、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして国に承認された場合の外は、変更を認めない。

ア 工事監理者及び建築監理主任技術者、構造監理主任技術者については、上記4.

(4) ④アの要件を満たす者であること。

さらに、工事監理者については、躯体、外装、内装を含むほか、電灯設備、火災報知設備、空気調和設備、排水設備及び昇降機設備のいずれもシステム一式を含むこと。また、建築監理主任技術者については、躯体、外装及び内装を含むこと。

イ 電気設備監理主任技術者については、上記4. (4) ④イに示す要件を満たす者

であること。また、上記4. (4) ④イ d に示す工事種目の全てのシステム一式を含むこと。

ウ 機械設備監理主任技術者については、上記4. (4) ④ウに示す要件を満たす者

であること。また、上記4. (4) ④ウ d に示す工事種目の全てのシステム一式を含むこと。

⑦ 配置予定の技術者が地方公務員である場合は、地方公務員法第38条第1項の規定を満足していること。

#### (6) 維持管理企業の参加資格要件

維持管理業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社（以下「維持管理企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たすこと。

① 平成19・20・21年度一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁共通）審査において、資格の種類が「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」であり、競争参加地域が「関東・甲信越」で「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。

② 維持管理業務を行うにあたって必要な資格（許可・登録・認定等）を有すること。

③ 維持管理業務を複数の維持管理企業で分担する場合は、いずれの維持管理企業においても上記①及び②の要件を満たしている者であること。

#### (7) 運営企業の参加資格要件

運営業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社（以下「運営企業」という。）は、次の①から④までの要件を満たすこと。

① 平成19・20・21年度一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁共通）審査において、資格の種類が「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」であり、競争参加地域が「関東・甲信越」で「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。

② 運営業務を行うにあたって必要な資格（許可・登録・認定等）を有すること。

③ 警備を実施する運営企業においては、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に基づく認定を有すること。

④ 運営業務を複数の運営企業で分担する場合は、いずれの運営企業においても上記①から③までの要件を満たしている者であること。

### 5. 担当部局

〒 330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1  
さいたま新都心合同庁舎 2 号館 17 階 関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係  
電話 048-601-3151 (代) 内線 2535

#### 6. 競争参加資格の確認（第一次審査）等

(1) 入札参加希望者は、本件入札に参加することを表明し、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加表明書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「参加表明書等」という。）を提出し、支出負担行為担当官 国土交通省関東地方整備局長より競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。入札参加表明書において、4. (2) ②、(3) ①、(4) ①、(5) ①、(6) ①又は(7) ①の認定等を受けていない企業を含む者においても、次に従い参加表明書等を提出することができる。この場合において、4. (2) ①及び③から⑦までに掲げる要件を満たしており、かつ、4. (3) ①、(4) ①、(5) ①、(6) ①又は(7) ①の認定等を受けていない企業にあっては、それぞれ 4. (3) ②から⑩まで、(4) ②から⑤まで、(5) ②から⑦まで、(6) ②及び③又は(7) ②から④に掲げる要件を満たしているときは開札の時において上記企業が4. (2) ②、(3) ①、(4) ①、(5) ①、(6) ①又は(7) ①に掲げる要件を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記の企業がこれらの要件を満たしていないなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加することができない。

① 提出期間： 平成 20 年 7 月 22 日（火）から平成 20 年 8 月 20 日（水） 18 時 00 分まで

② 提出場所： 5. に同じ。

③ 提出方法： 郵送（書留郵便に限る。）すること。

(2) 提出書類は、「立川地方合同庁舎（仮称）整備等事業 提出書類の記載要領」（資料 3）（以下「記載要領」という。）に従い作成すること。

(3) 4. (3) ⑧の設計実績、4. (4) ④の施工実績、4. (4) ⑤の施工経験及び4. (5) ⑥の工事監理の実績の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等及び建設業者にあっては、我が国における設計の実績、工事の施工実績、施工経験及び工事監理の実績をもって行う。

(4) 競争参加資格の確認は、参加表明書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成 20 年 9 月 3 日（水）までに通知する。

(5) 競争参加資格確認後は、代表企業、応募グループの構成員又は協力会社の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は認めない。

ただし、やむを得ない事情が生じ、応募グループの構成員又は協力会社を入札書及び第二次審査資料提出日までに変更又は追加しようとする者にあっては、国と事前協

議を行い、国の承諾を得るとともに、変更又は追加後において4.に掲げる競争参加資格を有することが確認できる場合（当該変更又は追加しようとする企業が、4.

(2)②、(3)①、(4)①、(5)①、(6)①又は(7)①の認定等を受けていない企業（当該認定等に係る申請を行ったことを確認できる企業に限る。）である場合は、当該企業が、4.(2)①及び③から⑦までに掲げる要件を満たしており、かつ、4.(3)①、(4)①、(5)①、(6)①又は(7)①の認定等を受けていない企業にあっては、それぞれ4.(3)②から⑩まで、(4)②から⑤まで、(5)②から⑦まで、(6)②及び③又は(7)②から④までに掲げる要件を満たし、落札の時において当該企業が4.(2)②、(3)①、(4)①、(5)①、(6)①又は(7)①に掲げる要件を満たしていることを条件とする。）に限り、応募グループの構成員又は協力会社の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更をすることができる。

なお、この場合においては、速やかに構成員等変更届を「記載要領」に定めるところに従い提出すること。

#### (6) その他

- ① 参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 支出負担行為担当官は、提出された参加表明書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された参加表明書等は、落札者決定後、落札者以外の入札参加者から提出されたものについては返却する。
- ④ (5) ただし書きに該当する場合を除き、提出期限以降における参加表明書等の差し替え及び再提出は認めない。

したがって、入札参加者は、「記載要領」を熟読し、脱漏・不備等が無いよう特段の注意を払い、参加表明書等を作成すること。

- ⑤ 参加表明書等に関する問い合わせ先 5. に同じ。

#### 7. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- ① 受付期間： 平成20年9月3日（水）から平成20年9月12日（金）まで
- ② 提出場所： 5. に同じ。
- ③ 提出方法： 書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。なお、受付期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9時15分から18時00分までとする。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたとき、平成20年9月22日（月）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

#### 8. 本件入札説明書に対する質問

(1) 本件入札説明書に対する質問（実施方針等に記載があつて本件入札説明書に記載がない事項に関する質問を含む。）がある場合には、「記載要領」に従い質問書を提出

すること。

- ① 期間： 平成20年7月22日（火）から平成20年8月8日（金）まで。
- ② 場所： 5. に同じ。
- ③ 方法： 質問書は Microsoft Excel（Excel2000に対応した形式とする。）で作成した電子ファイルとし、当該電子ファイルを保存した3.5インチのフロッピーディスク又はCD-Rを郵送（書留郵便に限る。）、又は当該電子ファイルを電子メールにより提出するものとし電送によるものは受け付けない。なお、電子メールの送付先は下記のとおりとし、関東地方整備局営繕部計画課へ電話（048-601-3151（代）内線5612）により着信を確認すること。

メールアドレス tachikawagodo-pfi@aa.ktr.mlit.go.jp

（2）（1）の質問に対する回答書は、次のとおり国土交通省関東地方整備局のホームページ（URL: <http://www.ktr.mlit.go.jp/>）等に掲載する。

回答予定日： 平成20年9月12日（金）

（3）民間収益事業に関する個別質問がある場合には、「記載要領」及び「立川地方合同庁舎（仮称）整備等事業 個別質問回答手続」（資料8）に従い質問書を提出すること。

- ① 期間： 平成20年7月22日（火）から平成20年7月25日（金）まで。
- ② 場所： 5. に同じ。
- ③ 方法： （1）③に同じ。

（4）（3）の個別質問に対する回答は、質問提出者のみに回答することとし、質問内容及びその回答については公表しない。なお、回答は個別質問提出者の連絡先に、原則、電子メールにより平成20年8月5日（火）までに回答するものとする。

## 9. 入札書及び第二次審査資料の提出

競争参加資格の確認を受けた入札参加希望者（以下「入札参加者」という。）は、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した第二次審査資料を提出すること。

なお、以下の提出日時に入札書及び第二次審査資料を提出しない者は本競争に参加することができない。

- （1）提出日時： 平成20年10月16日（木）18時00分まで。
- （2）提出場所： 5. に同じ。
- （3）提出方法： 郵送（書留郵便に限る。）すること。  
電送による提出は認めない。

## 10. 入札方法等

### （1）入札方法

- ① 入札参加者は、入札説明書及び入札説明書に対する質問・回答を熟覧のうえ、入札書を提出しなければならない。
- ② 入札書は郵送（書留郵便に限る。）すること。電送による入札は認めない。
- ③ 入札書は、「記載要領」に従い作成し、封かんのうえ、入札参加者の氏名（グ

ループ名及び代表企業の氏名）を表記し、公告に示した時刻までに、入札書を提出しなければならない。

- ④ 入札書の提出は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係宛の親展（書留）で提出しなければならない。
- ⑤ ④の入札書は公告に示した時刻までに到着しないものは無効とする。
- ⑥ 入札書を提出するに当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを、当該通知書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。
- ⑦ 入札参加者は、代理人（入札参加者により完成された入札書を伝達する使者は含まない。）をして入札させるときは、その委任状を「記載要領」に従い作成し、⑥と同様に委任状を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。
- ⑧ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- ⑨ 入札参加者は、予決令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人にすることができない。

#### （2）入札の辞退

競争参加資格の確認を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合、以下に掲げるところにより、申し出るものとする。

- ① 入札執行前にあっては、「記載要領」に定める「入札辞退届」を5.の場所に直接持参、又は郵送（入札書提出日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
- ② 入札執行中にあっては、「入札辞退届」又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

#### （3）公正な入札の確保

- ① 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について如何なる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- ③ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

#### （4）入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めがあるのである。

#### （5）入札価格の記載

入札価格の算定方法については、「立川地方合同庁舎（仮称）整備等事業 PFI事業費の算定及び支払方法」（資料4）（以下「算定及び支払方法」という。）を参照すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額を入札書に記載すること。

また、「算定及び支払方法」中、2.PFI事業費の内訳における庁舎維持管理・運営費及びその他の費用については、下記に示す予算額を上限とした内訳とすること。

項目別内訳

項目	予算額（百万）
維持管理・運営費	2,224
その他の費用	

(6) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。なお、2回目の入札の執行は、支出負担行為担当官が指定する日時に行う。

11. 第二次審査資料等

- (1) 第二次審査資料は、「記載要領」に定めるところに従い作成すること。
- (2) 第二次審査資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 第二次審査資料の取扱い・著作権

① 著作権

第二次審査資料の著作権は、入札参加者に帰属する。なお、本事業の公表その他国が必要と認めるときは、国は第二次審査資料の全部又は一部を使用できるものとする。

なお、契約に至らなかった入札参加者の第二次審査資料については、本事業の公表以外については使用せず、落札者決定後、落札者以外の入札参加者の第二次審査資料については返却する。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

③ 資料の公開

国は、落札者の決定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、入札参加者から提出された提出書類（選定されなかった入札参加者からの提出書類を含む。）の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、提案した入札参加者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公開されることにより著しく提案した入札参加者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については国と各入札参加者との間で協議する。

- (4) 国が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- (5) 複数の提案を行うことはできない。
- (6) 第二次審査資料提出後は、第二次審査資料の変更はできない。
- (7) 第二次審査資料に関する問い合わせ先は5.に同じ。

12. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 免除する。

ただし、事業者は、施設整備業務の履行を確保するため、施設引渡日までを期間として、次の①から③までのいずれかの方法による事業契約の保証を付すものとする。

- ① 会計法第 29 条の 9 第 1 項に基づく契約保証金の納付
  - ② 会計法第 29 条の 9 第 2 項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供
    - ア 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
    - イ 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
  - ③ 会計法第 29 条の 9 第 1 項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供
    - ア 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する額の 100 分の 10 以上とする。

#### 13. 開札

- (1) 日 時：平成 20 年 12 月 3 日（水）14 時 00 分。
- (2) 場 所：〒 330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1  
さいたま新都心合同庁舎 2 号館 17 階  
国土交通省 関東地方整備局 総務部 契約課 入札室
- (3) その他：入札者（応募グループの代表企業）又はその代理人は開札に立ち会わなければならぬ。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

#### 14. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (1) 入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札  
なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札書提出後開札の時までに 4. に掲げる資格を失ったもの、又は、開札の時ににおいて 4. に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 「入札参加表明書」に記載された応募グループの代表企業以外の者のした入札
- (4) 「入札参加表明書」その他的一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- (10) その他本件入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

## 15. 落札者の決定方法等

### (1) 落札者の選定方式

国は、価格及びその他の条件が最も有利な事業計画を提案した者を選定する総合評価落札方式（「会計法」（昭和22年法律第35号）第29条の6、「予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第91条第2項」）により事業者を選定する。

また、国は、政府調達協定（「1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定」をいう。）の趣旨に鑑み、事業者の選定手続については、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年政令第300号）を準用する。

### (2) 事業者の選定体制

国は、事業者の選定にあたり、PFI法第8条に定める客観的な評価を行うため、国土交通省関東地方整備局内に平成20年1月11日付けで設置した「立川地方合同庁舎（仮称）整備等事業有識者等委員会」（以下「有識者等委員会」という。）において、入札参加者が提案する事業計画に対する評価についての調査審議を委ね、国は有識者等委員会の調査審議結果を受けて、総合評価落札方式により事業者を選定する。

有識者等委員会の委員構成は以下のとおり（50音順）。

委員長 光多 長温（鳥取大学地域学部教授）  
委員 伊香賀 俊治（慶應義塾大学理工学部教授）  
委員 黒沢 義孝（日本大学経済学部教授）  
委員 松村 秀一（東京大学大学院工学系研究科教授）  
委員 渡辺 仁史（早稲田大学創造理工学部教授）

入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、本事業の落札者決定公表までの間において、本事業に関して、委員に面談を求めたり、自社のPR資料を提出したりするなどによって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけることを禁じる。また、有識者等委員会の動向等について聴取することも禁じる。

これら禁止事項に抵触したと国及び有識者等委員会が判断した場合には、当該入札参加者は本事業への入札参加資格を失う。

### (3) 落札者の選定方法

国は、以下の手順により本事業の実施に携わる事業者を選定する。

#### ① 第一次審査

第一次審査は、入札参加希望者が、本事業の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えていることを確認するものであり、入札説明書に定める資格及び実績の有無について確認する。

国は、入札参加希望者が提出した第一次審査資料について、資料作成の不備の有無、入札説明書に示す競争参加資格要件の有無を確認し、資料作成の不備がある者及び競争参加資格が無いと認められる者を欠格とする。

なお、第一次審査の結果は、第二次審査資料を提出できる有資格者を選定するものであり、第一次審査の結果は第二次審査に影響を与えるものではない。

第一次審査の結果、入札参加者は、第二次審査資料を提出することができる。

② 第二次審査

第二次審査は、総合評価落札方式により民間事業者を選定するため、入札参加者が策定した事業計画の提案内容を評価するものであり、「立川地方合同庁舎（仮称）整備等事業 事業者選定基準」（資料5）（以下「選定基準」という。）に定める評価項目及び得点配分により評価する。

国は、入札参加者が提出した第二次審査資料について、資料作成の不備の有無を確認し、入札参加者が策定した事業計画の提案内容の評価についての調査審議を有識者等委員会に委ねる。

事業計画の提案内容の評価は、選定基準に定める各評価項目について、選定基準を満たしているものには基礎点を得点として与え、更に、選定基準を超える部分について評価に応じた得点を付与する。

国は、事業計画の提案内容の評価に関する有識者等委員会の調査審議結果の報告に基づき、資料作成の不備がある提案、及び基礎点を得られない評価項目がある提案を欠格とする。

なお、審査過程において第二次審査資料を提出した入札参加者にヒアリングを実施する。なお、ヒアリングの日時は追って通知する。

また、第二次審査資料提出後に項目別内訳の内容について説明を求める場合がある。項目別内訳の金額について、前記10.（5）の条件に違反することが明らかな場合には入札を無効とすることがある。

③ 開札

国は、採用となった事業計画を提案した入札参加者による入札価格と予定価格を比較し、入札価格が予定価格の範囲内にある提案について総合評価を行う。

なお、開札した全ての入札価格が予定価格を超えている場合は、入札参加者が策定した事業提案の変更を行ったうえで、再度入札を行う。

④ 総合評価

ア 入札参加者は入札書及び事業提案をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、イによって得られる基礎点と評価点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

イ 入札参加者からの事業提案を入札説明書に添付する事業者選定基準に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象としない。

A 事業提案が要求水準（必須項目）をすべて充足しているかについて審査を行い、審査結果において事業提案がすべての要求水準（必須項目）を充足している場合は適格とし、一項目でも充足しない場合若しくは記載のない場合は欠格とする。なお、適格者については、基礎点を付与する。

B 事業提案のうち国が特に重視する項目（加算点項目）について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて評価点を付与する。加算点項目は、選定基準による。

ウ アにおいて、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引か

せて落札者を決定する。

⑤ 入札結果の公表

入札結果は、民間事業者の選定後速やかに入札参加者に対して通知するとともに、掲示及び国土交通省関東地方整備局のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、PFI法第8条に規定する客観的評価については、国が選定された民間事業者と基本協定書を締結した後に公表する。

16. 基本協定書の締結

落札者は、落札決定後7日以内に、国（支出負担行為担当官国土交通省関東地方整備局長、分任支出負担行為担当官関東財務局東京財務事務所立川出張所長）を相手方として、「立川地方合同庁舎（仮称）整備等事業 基本協定書（案）」（資料6）（以下「基本協定書」という。）により、基本協定を締結しなければならない。ただし、支出負担行為担当官の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

17. 特別目的会社の設立等

落札者は、本事業を実施するため、会社法に定める株式会社として特別目的会社（事業者）を契約締結時までに設立するとともに、落札者又は落札者たるグループの全構成員（以下「落札者等」という。）は、当該特別目的会社に対して出資するものとする。なお、落札者等の特別目的会社に対する出資に関する詳細については、「基本協定書」を参照のこと。

18. 事業契約の締結

(1) 契約書作成の要否等

「事業契約書」により、作成するものとする。

(2) 事業契約の締結

事業者は、落札決定後2ヶ月以内に、国を相手方として、「事業契約書」により事業契約を締結しなければならない。ただし、支出負担行為担当官の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

事業契約の証として事業契約書3通を作成し、そのうち2部に収入印紙を貼り付けの上、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。事業契約書には、事業契約書別紙のほか、事業契約に関連する全ての書類を添付する。事業契約にかかる書類の一切は、事業者が用意すること。

(3) 契約金額

契約金額は、落札者が入札書に記載された金額とする。

19. 手続における交渉の有無 無。

20. 支払条件

「算定及び支払方法」を参照のこと。

21. 建設工事保険等付保の要否

「立川地方合同庁舎（仮称）整備等事業 事業者等が付す保険等」（資料7）を参照のこと。

22. 本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無。

23. 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府調整局政府調達苦情処理対策室・政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-3581-0384（直通））に対して苦情を申立てることができる。

24. 関連情報を入手するための照会窓口

5. に同じ。

25. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、本件入札説明書を熟読し、かつ、遵守すること。
- (3) 入札をした者は、入札後、本件入札説明書についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、「指名停止措置要領」に基づく指名停止等を行うことがある。
- (5) 事業提案については、その後の他の事業において、その内容が一般的に適用される状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある提案についてはこの限りでない。
- (6) 事業提案を認めることにより、選定事業者の責任が軽減されるものではない。
- (7) 事業提案が履行できなかった場合で、再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行う。

26. 添付書類

本入札説明書の添付資料は次のとおりである。

資料1 立川地方合同庁舎（仮称）整備等事業に関する事業契約書（案）

資料2 立川地方合同庁舎（仮称）整備等事業に関する要求水準書

資料3 立川地方合同庁舎（仮称）整備等事業 提出書類の記載要領

資料4 立川地方合同庁舎（仮称）整備等事業 PFI事業費の算定及び支払方法

資料5 立川地方合同庁舎（仮称）整備等事業 事業者選定基準

- 資料 6 立川地方合同庁舎（仮称）整備等事業 基本協定書（案）  
資料 7 立川地方合同庁舎（仮称）整備等事業 事業者等が付す保険等  
資料 8 立川地方合同庁舎（仮称）整備等事業 個別質問回答手続  
資料 9 民間収益事業について